

石川県公報

令和7年2月18日

第13783号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県議会定例会の招集 (財政課)	1	○県道の供用の開始 (道路整備課)	2
○国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び石川県国民健康保険条例に規定する知事が定める数 (医療対策課)	1	○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	2
		○土砂災害特別警戒区域の指定 (同)	2
		○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	2

告 示

石川県告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、令和7年第1回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

- 招集期日
令和7年2月25日
- 場所
金沢市

石川県告示第40号

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。)第10条第1項、第16条第1項及び第25条第1項並びに石川県国民健康保険条例(平成29年石川県条例第39号。以下「条例」という。)第10条、第12条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条に規定する知事が定める数は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とし、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

項 目	数
省令第10条第1項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	0.9346930178267
省令第16条第1項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999986767
省令第25条第1項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999956926
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.9749924395367
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9752788594429
条例第19条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第20条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	1.0223202877484
条例第23条の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

石川県告示第41号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和7年2月18日から同年3月4日まで縦覧に供する。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
粟生小松線	小松市高堂町ハ13番1地先から 小松市高堂町口133番1地先まで	令和7年2月18日	南加賀土木総合事務所 維持管理課

石川県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
スミヨシ谷川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ヒヨガ谷川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ヒヨガ谷川	白山市白山町、中島町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ヒルマブ川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ハエテ川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
スミヨシ谷川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ヒルマブ川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ハエテ川	白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和7年2月18日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (機構関連型)	吉野屋地区	令和7年2月5日
〃 (〃)	藤瀬地区	〃
〃 (面的集積型)	気屋地区	〃
〃 (〃)	鳥越大日地区 (別宮出工区)	〃
〃 (〃)	〃 (杉森工区)	〃
〃 (〃)	〃 (相滝工区)	〃

